福井県丹南広域組合職員の定年等に関する条例

平成12年 3月 3日条例第2号 改正 平成14年 3月14日条例第1号 改正 平成17年10月 1日条例第3号 改正 令和 5年 3月10日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、 第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、福 井県丹南広域組合職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条 の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。)の定年 等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 職員の定年等に関しては、越前市職員の定年等に関する条例(平成17年越前市条例第33号)の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。